

2026 年 10 月 8 日

レポート

「子どもの貧困率下げ止まり」の背景に潜む課題

経済産業研究所 コンサルティングフェロー

小林 庸平

経済財政政策部 研究員

平 安乃

地域政策部 主席研究員

横山 重宏

1. はじめに

厚生労働省が 7 月 15 日に公表した最新の「国民生活基礎調査」によると、貧困状態にある 17 歳以下の子どもの割合(子どもの貧困率)は、前回調査の 2021 年の 11.5%から、最新の 2024 年は 11.0%となり、0.5%ポイント(以下、「%pt」)改善した。2018 年から貧困率の計算方法が修正されているため直接的な比較はできないが、直近で最も高かった 2012 年以降一貫して低下を続けており、2012 年の 16.3%から 10 年強で 5%pt 以上低下したことになる。その一方で、直近 3 年間の低下幅は 0.5%pt にとどまっており、下げ止まりの傾向もみえる。

日本において子どもの貧困対策が始まったのは 2013 年だといえる。この年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が衆参の全会一致で成立し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会をつくることが基本理念とされた。この法律に基づいて、2014 年に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困に対する 25 の重要指標が設定された。2019 年の法改正では、「子どもの将来」だけでなく「現在」も射程に含まれ、子どもの権利が重視されるようになった。同年の第 2 次大綱では指標が 39 に拡充され、所得だけでは捉えられない子どもの貧困問題への対応にも重点が置かれるようになった。大綱は、2023 年に施行された「こども基本法」の下で「こども大綱」に統合された。2024 年には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改称され、単に対策を推進することを超えて、「貧困の解消」を目指すことが明確化された。

このように、日本の子どもの貧困率は対策の実施と軌を一にする形で低下してきたようにみえる。しかし、それを適切に評価するためには、子どもの貧困率がこういった要因で変動しているのかを明らかにする必要がある。また、直近における子どもの貧困率の下げ止まり傾向の背景を明らかにすることは、今後の子どもの貧困率の動向を占ううえでも重要となる。そこで本稿では、子どもの貧困率低下傾向の背景を統計的に探るとともに、いくつかの考察を加えたい¹。

¹ 長期的な上昇トレンドにあった子どもの貧困率が低下し始めたのは 2015 年からである。2015 年の低下要因の分析は、小林庸平・横山重宏・名取淳(2017)『『子どもの貧困率の低下』の背景を探る』https://www.murc.jp/library/column/sn_170728/(最終確認日: 2026/9/29)、2021 年の低下要因の分析は、小林庸平・平安乃・横山重宏(2023)『『子どもの貧困率』はなぜ下がっているのか? 一統計的要因分析ー』https://www.murc.jp/library/report/seiken_230814_02/(最終確認日: 2026/10/7) 参照。(当社コラム)

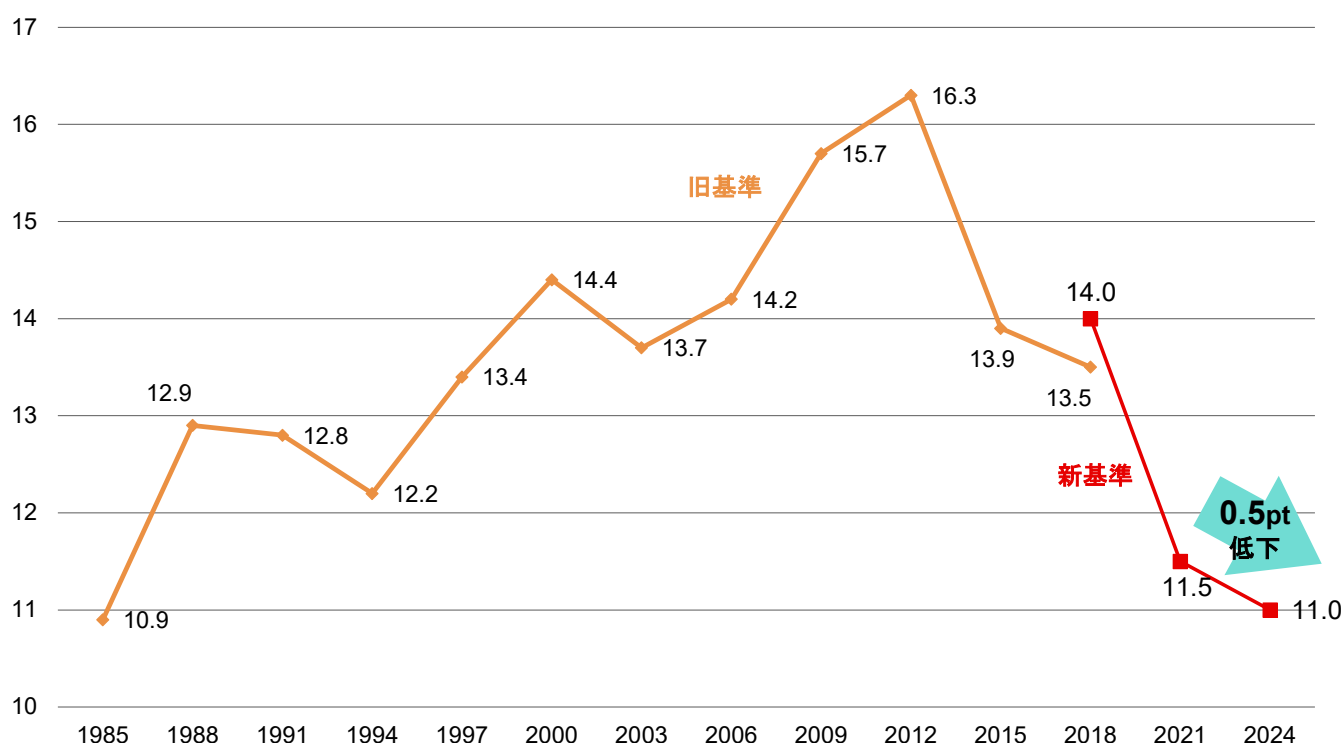
2. 下げ止まりを見せる子どもの貧困率

「国民生活基礎調査」では、貧困率として、算出が簡便であり国際比較にも活用される代表的な指標である「相対的貧困率」が用いられている。相対的貧困率は「貧困線を下回る可処分所得しか得られていない人の割合」と定義されるが、貧困線は1人当たり可処分所得(等価可処分所得²⁾)の中央値の半分で表される。2025年を例にとると、1人当たり可処分所得の中央値は277万円であるため、貧困線はその半分の138万円となり、可処分所得が138万円に満たない子どもが相対的貧困に該当する。3人家族では世帯の可処分所得が239万円未満、4人家族で276万円未満の世帯の子どもが該当する。

子どもの貧困率(相対的貧困世帯に属する子どもの割合)の推移を示したものが図表1である。子どもの貧困率は1980年代から上昇傾向にあり2012年には16.3%に達した。その後、2012年から2015年にかけて2.4%pt、2018年から2021年にかけて2.5%pt、それぞれ大きく下落した。2021年から2024年にかけては0.5%ptの下落であり、2012年以降の下落トレンドは継続しているものの、下げ止まりの傾向がみられる。なお、2018年以降は可処分所得が新基準になっているため直接的な比較ができない点に留意が必要である。

図表1 子どもの貧困率(相対的貧困率)の推移

(子どもの貧困率: %)



(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

(注) 17歳以下を子どもと定義している。2018年からは可処分所得の計算に新基準が用いられている。新基準は、企業年金掛け金や仕送り、自動車税等が支出に加えられている。

² 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で除したものである。なお、可処分所得を世帯人数の平方根で除する意味などについては、厚生労働省「国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>(最終確認日:2026/9/29)などを参照されたい。

3. 2024 年の可処分所得に影響を与え得る制度的要因

以降では、下げ止まりを見せる子どもの貧困率の変動要因を詳細に分析していくが、その前に、2024 年の可処分所得に影響を与え得る制度的要因を整理したい。可処分所得は、給与や社会保障給付といった受け取りから、税や社会保険料といった支払いを除いて算出される。そのため、給付措置や減税措置などが行われると、可処分所得も変化し、貧困率に影響を与える。

2024 年はコロナ禍が明け、物価上昇が厳しくなったタイミングであり、さまざまな給付・減税措置が行われた。2024 年前後に実施された給付・減税措置を整理したものが図表 2 である。このうち、最も範囲の広い措置が所得税および個人住民税の定額減税である。2024 年 6 月以降に実施され、合計所得 1,805 万円以下の納税者および配偶者・扶養親族について、所得税が 1 人当たり 3 万円、個人住民税が 1 人当たり 1 万円減税された。今般の国民生活基礎調査では 2024 年の所得等に基づいて貧困率を算出しているため、2024 年 6 月以降に実施された個人住民税の定額減税は今回の貧困率の計算には反映されない。一方、所得税の 3 万円分の減税は可処分所得に算入される。

また、住民税の非課税世帯や均等割のみが課税されている世帯は、1 世帯 10 万円の給付がなされ、18 歳以下の子どもがいる世帯については 1 人当たり 5 万円が加算された。これらは条件によって支給のタイミングが異なっているものの、大半は 2024 年に給付されており³、これが可処分所得に算入されることになる。

最後が児童手当である。2024 年 10 月から、児童手当の所得制限が撤廃され、第 3 子以降は月額 3 万円に増額された。2024 年 10・11 月の 2 カ月分が 12 月に支給されているため、額としては小さいが、これらは国民生活基礎調査の可処分所得に算入される。

子どもが 2 人いる 4 人家族を想定すると、所得税を納税している世帯で定額減税の規模は 12 万円程度であり、住民税非課税世帯の場合は 20 万円程度の給付がなされていることになる。これらが可処分所得に影響を与えていることを踏まえながら、以降の分析を行う。

³ 第 1 弾は 2023 年夏～秋に支給されたもので世帯当たり 3 万円だが、これは今回の国民生活基礎調査には含まれない。第 2 弾は、2023 年 12 月末～2024 年春に支給された追加の 7 万円である。2023 年内に支給開始の自治体は 290 程度であるため、多くの自治体では 2024 年に給付がなされている。内閣府「新藤内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和 5 年 12 月 15 日」
https://www.cao.go.jp/minister/2309_y_shindo/kaiken/20231215kaiken.html (最終確認日: 2026/9/24)

図表 2 2024 年前後に実施された減税・給付措置と国民生活基礎調査への影響

給付・減税措置	対象	内容	実施時期	国民生活基礎調査の可処分所得への影響
所得税の定額減税	2024 年分所得税の納税者、合計所得 1,805 万円以下	本人＋同一生計配偶者・扶養親族について 1 人 3 万円（税額から引ききれない人には調整給付）	2024 年 6 月以降の源泉徴収等から実施	1 人当たり 3 万円が可処分所得に算入される。
個人住民税の定額減税	2024 年度個人住民税所得割の納税者	本人＋扶養親族等について 1 人 1 万円	2024 年度住民税について 2024 年 6 月以降実施	国民生活基礎調査の可処分所得に含まれるのは、調査票上、翌年（2025 年）の住民税であるため、影響を受けない。
住民税非課税世帯への給付	2023 年度住民税非課税世帯	1 世帯 3 万円の物価高対策給付、その後 7 万円を追加給付して、合計 10 万円	第 1 弾の 3 万円給付は 2023 夏～秋に給付。第 2 弾の 7 万円給付は 2023 年 12 月末～2024 年春ごろ。2023 年内に給付できた自治体はわずか。	第 1 弾の給付の 1 世帯当たり 3 万円は影響なし。 第 2 弾の給付の 1 世帯当たり 7 万円のうち、2024 年に給付されたものは含まれる。
住民税均等割のみ課税世帯への給付	2023 年度に住民税非課税ではないが、世帯員全員について住民税所得割が課されていない世帯	1 世帯 10 万円	2024 年 2～3 月頃	1 世帯当たり 10 万円が可処分所得に算入される。
低所得子育て世帯への子ども加算	2023 年度非課税世帯・均等割のみ課税世帯のうち子どものいる世帯	18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円	主として 2024 年	児童 1 人当たり 5 万円が可処分所得に算入される。
2024 年度新規住民税非課税等への給付	2024 年度住民税で新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯（既給付世帯等を除く）	1 世帯 10 万円	2024 年夏～秋	1 世帯当たり 10 万円可処分所得に算入される。
2024 年度新規非課税等世帯への子ども加算	上記 10 万円給付対象世帯の 18 歳以下の児童	児童 1 人 5 万円	主に 2024 年夏～秋	児童 1 人当たり 5 万円が可処分所得に算入される。
児童手当の拡充	18 歳年度末までの児童を養育する世帯	所得制限撤廃、高校生年代まで拡大、第 3 子以降 3 万円など	2024 年 10 月分から適用、2024 年 12 月から支給開始	2024 年 12 月に支給される児童手当は算入されるが、10・11 月の 2 カ月分のみであり、増加するのは所得制限撤廃の影響を受ける世帯と第 3 子以降であるため、影響は限定的。
児童扶養手当の所得制限・第 3 子加算拡充	ひとり親世帯等	所得限度額引き上げ、第 3 子以降加算を第 2 子と同水準へ	2024 年 11 月分から適用するが、最初の支給は 2025 年 1 月	影響しない。

（出所）内閣官房「定額減税・各種給付の詳細」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/shosai/index.html>（最終確認日：2026/9/24）を基に筆者作成

4. 子どもの貧困率低下要因の分析

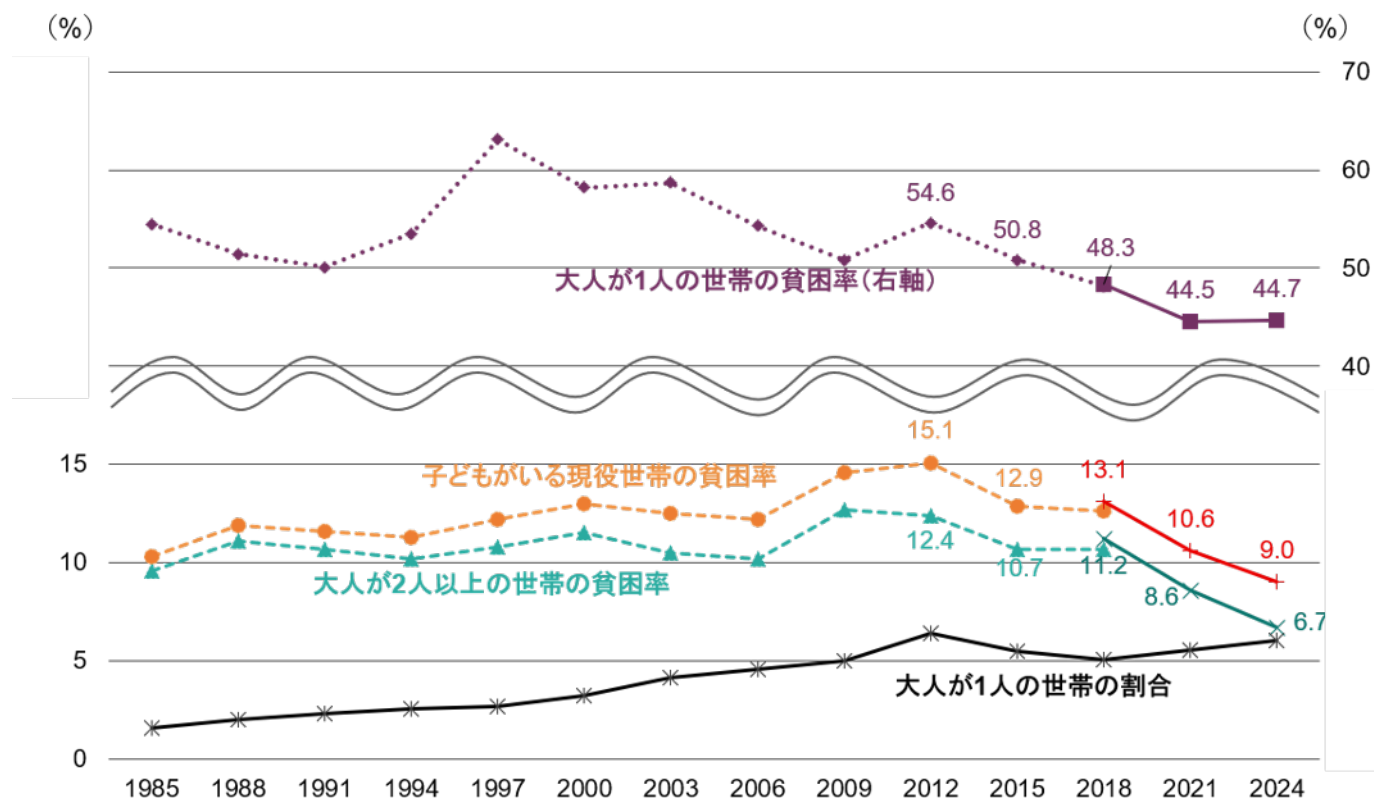
以上の制度的要因を念頭に置きつつ、子どもの貧困率低下の要因を分析していく。公表データのみからでは厳密な分析は難しいが、本節では、世帯属性別の変化、可処分所得分布の変化、所得金額内訳の変化、母親の就業状況の変化、賃金分布の変化という切り口から、その要因を探っていく。

(1) 世帯類型別の子どもがいる現役世帯の貧困率

国民生活基礎調査では、子どもがいる現役世帯(世帯主が18～64歳世帯)の貧困率を集計している。これは、前述の「子どもの貧困率」の定義とは完全には一致しないものの、大人の人数別の貧困率が集計されているため、子どもの貧困率低下の背景を探る第一歩として有用な情報を提供してくれる。

子どもがいる現役世帯の貧困率の推移を示したものが図表3である。貧困率は、図表1と同様、2012年以降低下傾向にあり、直近でも、2021年の10.6%から2024年の9.0%まで低下している。世帯類型別にみると、大人が2人以上の世帯の貧困率は8.6%から6.7%へと2%pt近く低下している一方で、大人が1人の世帯の貧困率は44.5%から44.7%と若干悪化している。また、大人が1人の世帯の割合も微増している。貧困率が最も高かった2012年以降でも、大人が2人以上の世帯の貧困率は12.4%から6.7%へとほぼ半減しているのに対して、大人が1人の世帯では54.6%から44.7%への低下と2割程度の減少にとどまっている。

図表3 子どもがいる現役世帯の貧困率(相対的貧困率)の推移



(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

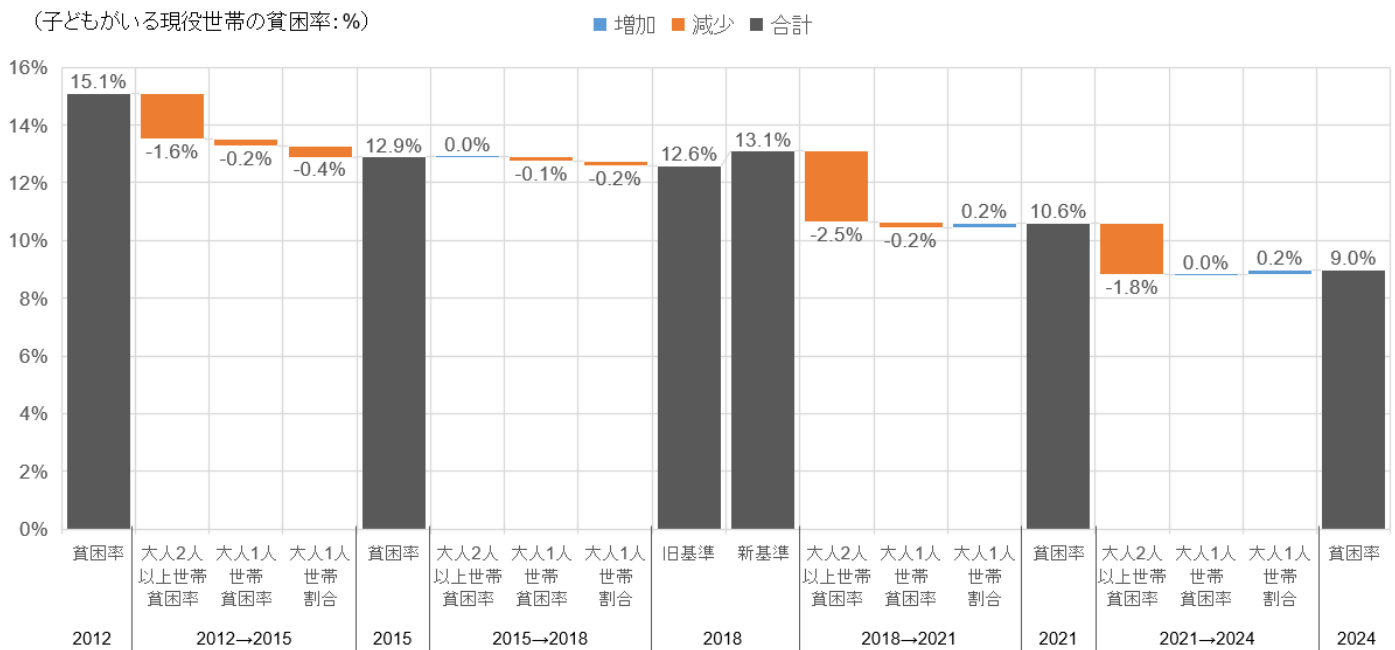
(注) 点線は旧基準、実線は新基準の数値。

(2) 子どもがいる現役世帯の貧困率の要因分解

次に、いくつかの仮定を置きながら子どもがいる現役世帯の貧困率の変化を要因分解する。図表 4 は子どもの貧困率の変化を、①大人が 2 人以上の世帯の貧困率の変化、②大人が 1 人の世帯(≡ひとり親世帯)の貧困率の変化、③大人が 1 人の世帯(≡ひとり親世帯)の割合の変化、という 3 つの要因に分解したものである。なお「国民生活基礎調査」の可処分所得の計算方法は 2018 年から新基準に切り替わっているため時系列比較には留意が必要である。

子どもがいる現役世帯の貧困率は、2012 年の 15.1%から 2024 年の 9.0%へと 6.1%pt 低下している。上述の 3 つの要因は、いずれも貧困率を引き下げる方向に寄与しているが、その大きさは異なっている。これら 3 要因のうち、貧困率低下に最も大きな影響を与えているのは、①の大人が 2 人以上の世帯の貧困率の変化である。2012 年から 2024 年にかけて低下した貧困率 6.1%pt のうち、5.4%pt 分を占めている。②の大人が 1 人の世帯の貧困率の変化と、③の大人が 1 人の世帯の割合の変化も、全体としてみれば貧困率を下げる方向に作用してきたが、貧困率全体に与えるインパクトは小さい。加えて直近の 2021 年から 2024 年については、図表 3 でも示したように、この 2 つの要因はむしろ貧困率を悪化させる方向に作用している。

図表 4 子どもがいる現役世帯の貧困率の変化の要因分解



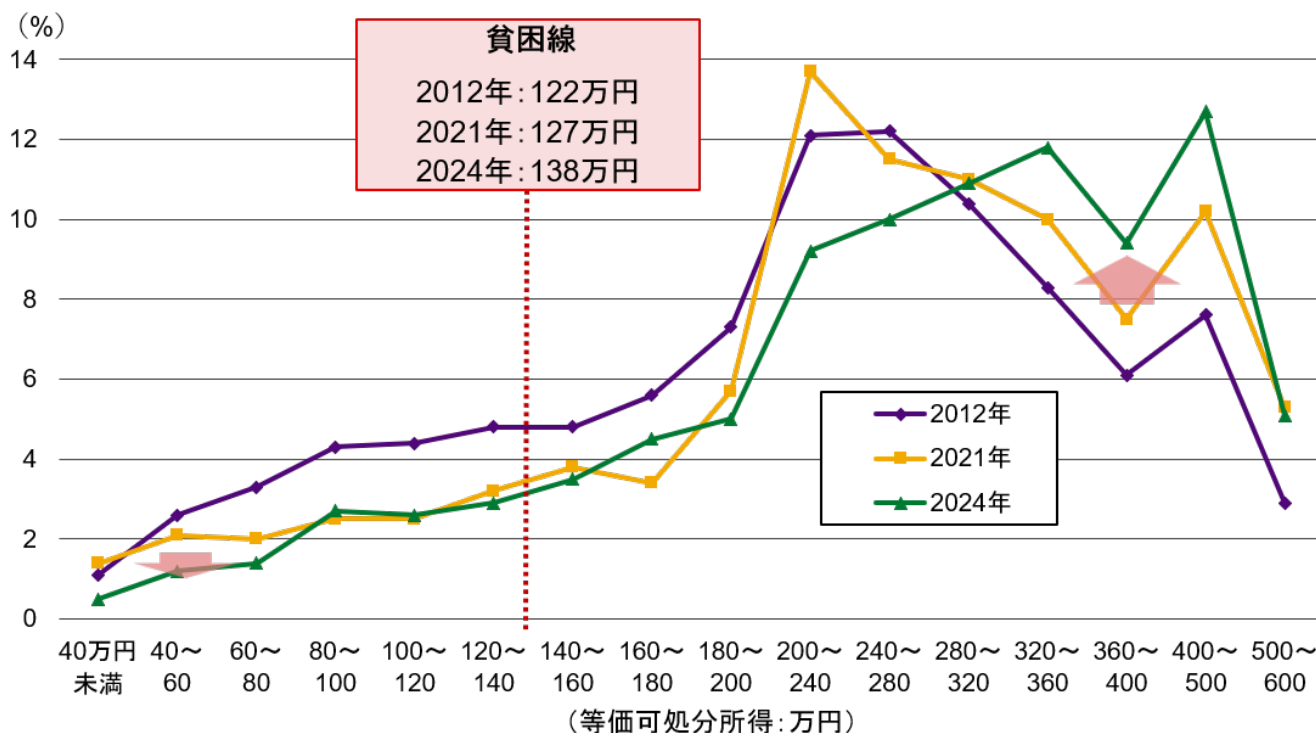
(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

(注) 17 歳以下を子どもと定義している。2018 年からは可処分所得の計算に新基準が用いられている。新基準は、企業年金掛け金や仕送り、自動車税等が支出に加えられている。本来は交絡項もあるが、非常に小さい寄与であるためグラフでは加味していない。

(3) 子どもの可処分所得分布の変化

次に、子どもの1人当たり可処分所得(等価可処分所得)の分布を2012、2021、2024年の各年について描いたものが図表5である。2021年から2024年にかけての変化に着目すると、1人当たり可処分所得が80万円未満の割合が減少し、280万円以上の割合が上昇していることがわかる。貧困線も2021年の127万円から2024年の138万円に増加しているが、それ以上に可処分所得の増加幅が大きいことによって、子どもの貧困率が低下したことがわかる。

図表5 子どもの可処分所得分布

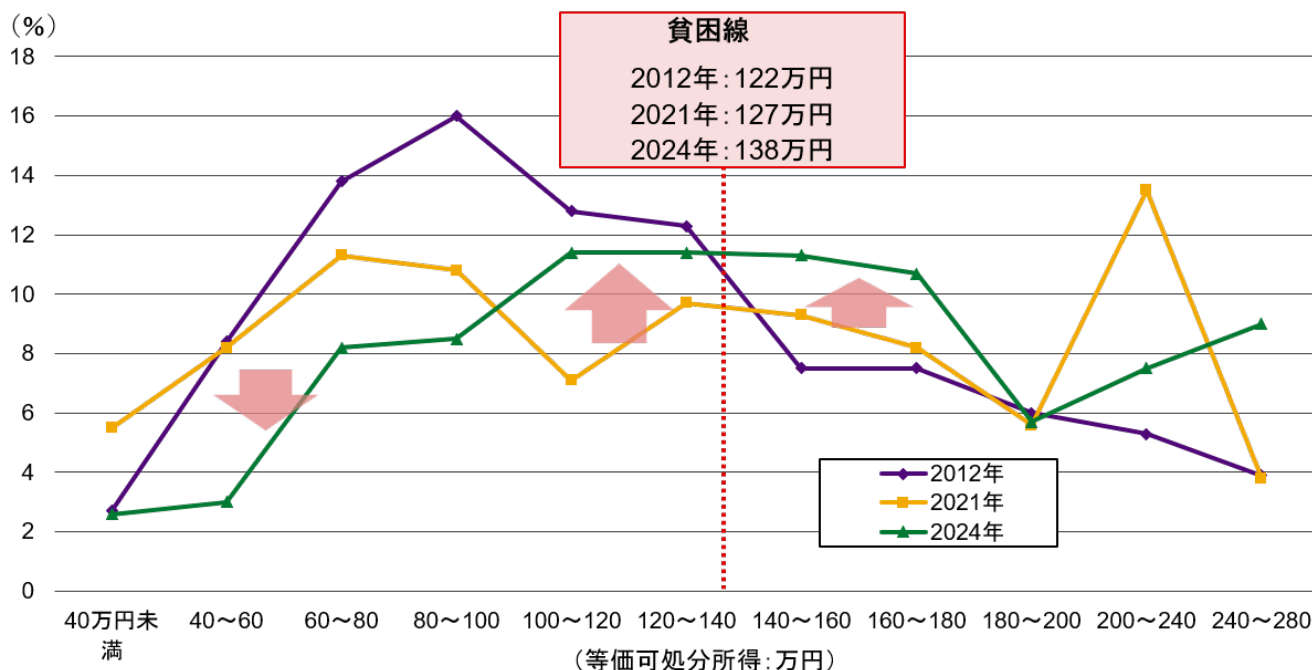


(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

(注) 可処分所得の計算には、2015年以前は旧基準、2018年以降は新基準を用いている。

同様の分布を大人1人世帯の子どもについて描いたものが図表6である。大人1人世帯の子どもについても、全体としては可処分所得100万円未満の割合が減少している。しかし、100万円から貧困線(138万)付近の割合も同時に上昇しているため、大人1人世帯の貧困率は横ばいになっているといえる。つまり、大人1人世帯に限定しても、全体としては、所得分布は右にシフトしている傾向はあるものの、貧困線以下に引き続き一定の割合が残っていることが指摘できる。

図表 6 大人 1 人世帯の子どもの可処分所得の分布



(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

(注) 可処分所得の計算には、2015 年以前は旧基準、2018 年以降は新基準を用いている。

(4) 子どもがいる世帯の所得金額の変化

図表 7 は、子どもがいる世帯および母子世帯について、2012 年から 2024 年にかけての可処分所得金額の変化をみたものである。2021 年から 2024 年にかけて可処分所得はいずれの世帯についても増加しているが、子どものいる世帯全体で約 50 万円増加しているのに対して、母子世帯では 12.7 万円の増加にとどまっている。

子どものいる世帯全体の可処分所得の変化の内訳をみると、稼働所得が 76.1 万円と大きく増加しているとともに、児童手当等もわずかに増加している。拠出金(税・社会保険料)等は稼働所得の増加に比例して増加している。前述の通り、2024 年にはさまざまな給付措置・減税措置が行われたが、それらを総合して拠出金等は増加している(総所得に対する拠出金等の割合も上昇している)。

母子世帯についてみると、稼働所得は 6.7 万円しか増加していない。増加率で見ても、子どものいる世帯全体では稼働所得は 10.5%増加しているが、母子世帯では 2.5%の増加にとどまる。母子世帯では児童手当等が 35.2 万円、総所得に占める割合が 10.2%と、子どものいる世帯全体(17.4 万円、2.0%)よりいずれも大きく、生活に必要な収入を支える度合いが高い。そうした中で、稼働所得の伸び率が小さいと、児童手当等が大きく伸びない限りは、総所得の伸びは抑制されがちとなる。

図表 7 子どもがいる世帯および母子世帯の平均可処分所得金額およびその内訳の変化(単位:万円)

		総所得					拠出金 (税・社会 保険料) 等	可処分 所得
			稼働所得	児童手当	その他 社会保障 給付	その他 所得		
子どもの いる 世帯	2012年	673.2	603.0	19.6	32.7	17.9	144.8	528.4
	2015年	707.6	646.7	14.1	30.5	16.3	156.0	551.6
	2018年	745.9	686.8	14.3	29.8	15.0	170.9	575.0
	2021年	785.0	721.7	15.3	28.3	19.7	176.9	608.1
	2024年	857.3	797.8	17.4	27.0	15.1	198.5	658.8
	2012→2024変化額	184.1	194.8	-2.2	-5.7	-2.8	53.7	130.4
	2021→2024変化額	72.3	76.1	2.1	-1.3	-4.6	21.6	50.7
母子世帯	2012年	243.4	179.0	35.1	21.8	7.5	35.1	208.3
	2015年	270.1	213.9	31.7	18.4	6.1	48.7	221.4
	2018年	306.0	231.1	30.1	17.6	27.2	64.5	241.5
	2021年	328.2	270.6	33.4	17.7	6.5	69.4	258.8
	2024年	345.3	277.3	35.2	19.0	13.8	73.8	271.5
	2012→2024変化額	101.9	98.3	0.1	-2.8	6.3	38.7	63.2
	2021→2024変化額	17.1	6.7	1.8	1.3	7.3	4.4	12.7

(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

(注) 「子どものいる世帯」では「子ども」は 17 歳以下を意味する。「母子世帯」は配偶者のいない 65 歳未満の女性と 20 歳未満の子のみで構成している世帯である。

(5) 母親の就業状況の変化

図表 8 は、夫婦と未婚の子のみの世帯およびひとり親と未婚の子のみの世帯について、児童と同居している女性の就業率および雇用形態の推移を示したものである。「児童と同居している女性」が母親とは限らないが、その割合は高いと考えられるため、子どもの母親の就業状態をおおむね表したものだといえる。

夫婦と未婚の子のみの世帯では、2012 年から 2024 年にかけて、有業率が 58.7%から 79.8%へと 20%pt 以上増えるとともに、正規の職員・従業員の割合も 16.9%から 33.3%へと 15%pt 以上高まっている。非正規の職員・従業員の割合はこの間、おおむね一定である。一方でひとり親と未婚の子のみの世帯の場合、同じ期間で有業率は 82.0%から 90.7%と 10%pt に満たない上昇幅になっている。ただし、正規の職員・従業員の割合は、29.3%から 46.3%へと 17%pt ほど上昇しており、夫婦と未婚の子のみの世帯を上回っている。

しかし、直近の 2021 年から 2024 年にかけての上昇幅に限定すると、夫婦と未婚の子のみの世帯の有業率の上昇幅は 6.2%pt、正規の職員・従業員の割合は 4.5%pt であるのに対して、ひとり親と未婚の子のみの世帯の有業率の上昇幅は 3.4%pt、正規の職員・従業員の割合は 2.1%pt となっている。つまり、有業率でみても、正規の職員・従業員の割合でみても、ひとり親世帯は夫婦と未婚の子のみの世帯の上昇幅の半分程度になっている。ひとり

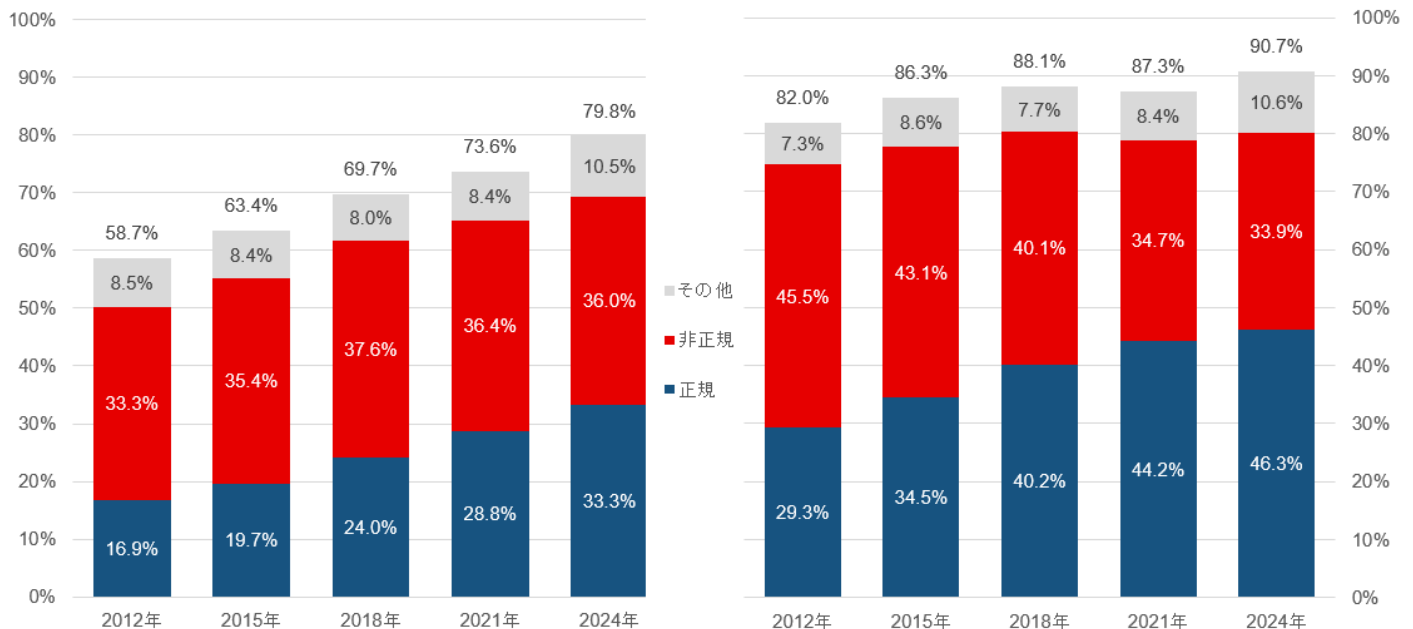
親世帯については、特に 2018 年以降に頭打ち傾向が明確である。

以上の点を踏まえると、以下のように整理できる。第一に、子どもがいる世帯に関する近年の稼働所得の上昇は、世帯内の女性の有業率および正規雇用比率の上昇が大きな影響を与えている。第二に、その影響は夫婦と未婚の子のみの世帯の方が大きい。2021 年から 2024 年にかけての 3 年間に限定するとその傾向はより顕著であり、図表 3 で示した、大人が 2 人以上の世帯の貧困率の急減と、大人が 1 人の世帯の貧困率の悪化と符合する。第三に、夫婦と未婚の子のみの世帯ではまだ有業率上昇余地が残されているのに対して、ひとり親と未婚の子のみの世帯ではすでに有業率が 90% に達しており上昇の余地が小さい。この点を踏まえると、今後も大人が 2 人以上の世帯では稼働所得の増加余地があるのに対して、大人が 1 人の世帯ではそれが限定的になると考えられる。

図表 8 同居児童がいる女性の有業率および雇用形態

【夫婦と未婚の子のみの世帯】

【ひとり親と未婚の子のみの世帯】



(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

(注) 児童(17 歳以下の未婚のもの)が同居している世帯の女性について集計したため、ここには児童の母親だけでなく、18 歳以上の姉なども含まれていると考えられる。

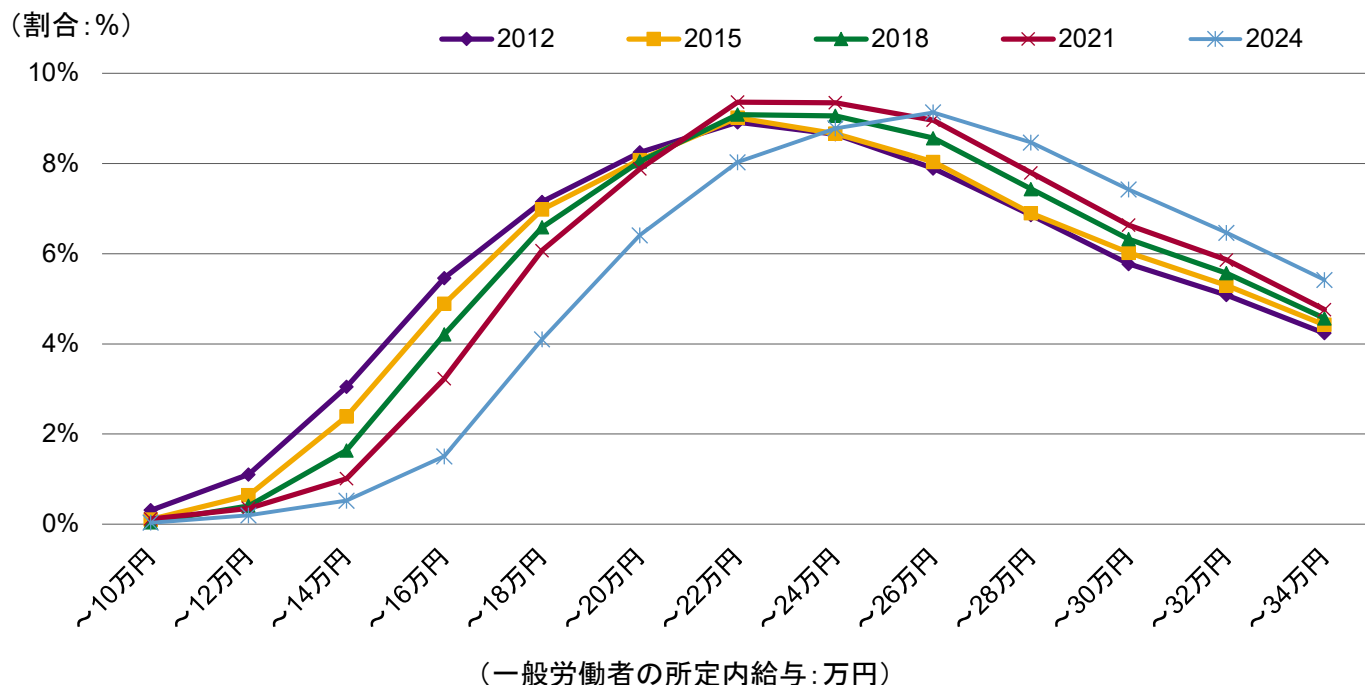
(6) 賃金分布の変化

次に、賃金自体がどのように変化したのかをみてみよう。図表 9 は、一般労働者(フルタイム労働者)の 1 カ月の所定内給与の分布の変化をみたものである。グラフをみるとわかるように、2012 年から 2024 年にかけて低所得者の割合が徐々に低下している。2021 年頃までは、低所得者の減少幅が大きかったが、2021 年から 2024 年にかけては所得分布全体が右にシフトしており、全体として賃金が上昇する形になっている。これは物価上昇も相まって全体的に賃金が上昇していると考えられる。

フルタイム労働者が複数いる家庭については、この影響が増幅されることになる。図表 8 でみたように、夫婦と未婚の子のみの世帯では、女性の正規雇用率の上昇幅が大きい。こうした世帯では、正規雇用での働き手の増加と、

フルタイム労働者の賃金増加が、掛け合わされる形で増幅されて稼働所得の増加につながっていると考えられる。

図表 9 一般労働者の所定内給与(1カ月)の分布の変化



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に筆者作成

(注) 2018年以前の数値は、2020(令和2)年以降と同じ推計方法を用いた参考掲載値を用いている。

5. まとめと考察

本稿では、子どもの貧困率の直近の動向を整理するとともに、貧困率低下の背景と近年の下げ止まりの要因を統計データから探った。子どもの貧困率は2021年の11.5%から2024年の11.0%にかけ0.5ptと低下したが、その背景は以下のようにまとめられる。

一つ目は、子どもの貧困率低下の主要因は大人が2人以上の世帯の稼働所得の増加にある。そこには、共働き世帯や共働き正社員世帯が増加したことが大きく寄与している。

二つ目に、大人が1人の世帯の貧困率はわずかではあるが悪化している。母子世帯でも稼働所得は増加しているものの、全体の所得増加に追いついていない。ひとり親世帯は、もともと有業率が高く、稼働所得を増加させる余力が小さい。貧困率の算出対象である2024年は、この年は、物価高対策などによって大きな給付・減税措置がなされたが、それにもかかわらず大人が1人の世帯の貧困率は悪化しており、可処分所得増加が貧困線の上昇に追いついていない。

そのうえで、今後のトレンドや政策支援について以下を指摘できる。

第一に、貧困線は2021年の127万から2024年は138万円まで上昇しているが、物価の上昇率はそれ以上であるため、実質的には貧困線は低下している(図表10)。つまり、同じ貧困線水準だったとしても、2024年の絶対的な生活状況はむしろ悪化している可能性がある。実際、国民生活基礎調査における生活が苦しいと回答した割合

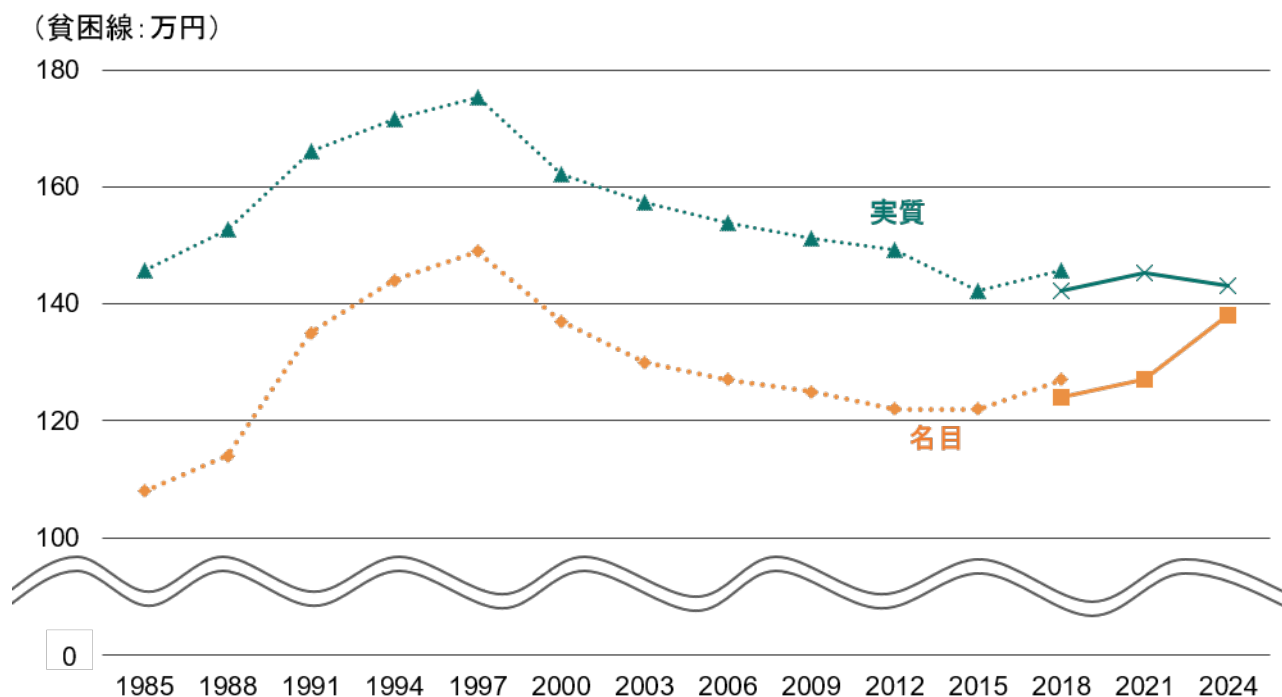
は、2021 年から 2024 年にかけて上昇している。ひとり親世帯の貧困率が悪化している状況を踏まえると、この点に注意が必要である。

第二に、子どもの貧困率の今後のトレンドである。稼働所得上昇の背景には、共働き世帯の増加と物価上昇の影響が大きい。しかし、図表 8 でみたように、ひとり親世帯の母親の就業率は 9 割に達しており、近年は頭打ち傾向にある。大人が 2 人以上の世帯はまだ上昇余地が残されているものの、全体として女性の労働力率は上限に達しつつある。正規の職員・従業員の割合はまだ 3 分の 1 であるため、稼働所得上昇余地はまだ残されているともいえるが、その余力は徐々に低下していくと考えられる。

第三に、ひとり親世帯の状況である。いろいろな政策支援にもかかわらず、ひとり親世帯の可処分所得は経済全体の上昇率に追いついていない。2024 年の政策支援の効果が剥落した場合、物価上昇の影響によって貧困率が悪化することが懸念される。

第四に、そうした状況ではあるが、児童手当の拡充や給付付き税額控除の導入は、子どもの貧困率を引き下げる余地がある。政府は、2027 年から所得に連動したきめ細かな給付を先行導入し、2029 年に本格導入することを表明している。国民生活基礎調査の次回の大規模調査の対象年は 2027 年であるため、給付付き税額控除の先行導入の効果が表れることになる。ひとり親世帯の子どもの貧困率の高止まりは大きな課題だが、ひとり親世帯は構造的に稼働所得を増やすことが簡単ではない。こうした政策支援の効果が、今後の貧困率にどのような影響を与えるか注視する必要がある。

図表 10 貧困線の推移



(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」および総務省「消費者物価指数」を基に筆者作成

(注) 実質値は、名目の貧困線を消費者物価指数の総合(2025 年基準)で除して算出。点線は旧基準、実線は新基準の数値。

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡ください。